

●香川県告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成22年7月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町炭所西字新池	仲多度郡まんのう町吉野字上高屋原3411の2、3411の4、3444の2、3484の3、3484の8、3489の1、3491、3492、3493、3494、3495の1、3495の2に隣接する道路、水路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町炭所西字西ノ山	仲多度郡まんのう町吉野字下高屋原3378の2、3399の2、3400の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに3378の1に隣接する道路、水路である町有地の全部